



宇都宮市の奨学金制度について



宇都宮市
奨学金制度
について

1 どんな奨学金があるの？

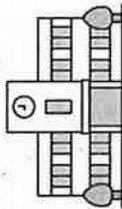
- ・大学等の受験時にかかる資金の貸付を受けたい！ → 大学等受験一時金貸付制度
- ・入学前の準備資金の貸付を受けたい！ → 入学一時金貸付制度
- ・学校に通う際の経済的負担を軽減したい！ → 奨学金貸付制度
- ・卒業後は地元である宇都宮市に住みたい！ → 返還免除型育英修学資金貸付制度

4つ併用可能
組み合わせ自由！

令和7年度
から新設！！

2 対象者は？

- ◇対象学校（学校教育法の規定に基づく）
【高等学校等】高等学校、高等専門学校、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）
【大学等】大学院、大学、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）



大学等受験一時金貸付制度	上記の大学等に受験する人の保護者
入学一時金貸付制度	上記の高等学校・大学等に入学する人の保護者
奨学金貸付制度	上記の高等学校・大学等に入学・在籍している人
返還免除型育英修学資金貸付制度	・該当する年度に上記の大学等に入学する人 ・該当する年度に大学2,3年生として在籍している人

3 どういう人が申請できるの？

申請者	学生の保護者	学生本人
申請資格	①本市市民の被扶養者（受験・入学一時金の場合は「本市市民であり、市税の滞納がない者」）であり、経済的理由により修学が困難であること ②市税を滞納していない連帯保証人を付することができること	①本市市民の被扶養者（受験・入学一時金の場合は「本市市民であり、市税の滞納がない者」）であり、経済的理由により修学が困難であること ②市税を滞納していない連帯保証人を付することができること
連帯保証人	1名※もう一方の保護者は不可	2名 ※1名のうち父母どちらか一人は可
その他	他の受験・入学一時金の併用は不可！ （併用しようとする他の奨学金の条件は個別に確認ください。）	他の奨学金の併用は可能！（併用しようとする他の奨学金の条件は個別に確認ください。）

ポイント

- ①所得制限なし！ 全ての世帯（若者）を等しく支援
→子育て中の共働き世帯など（年収900万円超）も借入可能！！
- ②外国籍の子への貸付！ 日本的小・中学校・高等学校を卒業した外国籍の子への貸付
→外国籍の子も不安なく進路選択が可能！！

4 借りられる金額は？

大学等受験一時金	150,000円以内
入学一時金	【私立高等学校】 200,000円以内 【国立・公立大学等】 200,000円以内 【私立大学等】 500,000円以内
奨学金	【高等学校等】 月額20,000円以内 【大学等】 月額50,000円以内 ※高等学校等は15,000円も可
返還免除型育英修学資金	月額20,000円

1万円
単位で
貸付可



ポイント

- ①奨学金借入額の選択
令和7年4月以降の新規借入れから、必要な額を選択可能！
- ②併用で最大7万円
奨学金と返還免除型を併用すれば、最大7万円借入れ可能！

中核市トップクラス

5 どうやって返していくの？

全て無利子

返還方法	大学等 受験一時金	入学一時金	奨学金
	月賦・半賦・年賦払いを選択		
返還期間	貸付を受けた年度の翌年度の4月から6年以内	入学後、各学校の正規の修業期間に2年を加えた期間内に返還	最終学校を卒業した1年後から、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内に返還

(例) 4年生大学に入学する場合

【入学一時金】

借入額	50万円
返還方法	月賦払い
返還期間	4年間 + 2年 = 6年間
返還金額	約6,900円/月

【貸付金】

借入額	月額5万円（4年間240万円）
返還方法	月賦払い
返還期間	4年間 × 4 = 16年間
返還金額	12,500円/月

ポイント

育児休業中など、ご自身のライフステージに

応じてご活用ください！

①減額返還制度

返還期間を延ばし、月々の返還金額（均等割）を減額（2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

②返還猶予制度

就労状況が不安定な時期や、子育て時期などの経済的負担の軽減を図るため、返還を一時的に猶予
※どちらの制度も返還いただく総額は変わりません。

令和8年度 宇都宮市返還免除型育英修学生 募集要項 (大学・短期大学・専修学校・大学院)

1 対 象

①令和8年4月に下記の学校に入学をする者

学校教育法の規定に基づく、

大学、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）、大学院

※ 合格前（受験前）に申請可能です。

②令和8年4月に大学2、3年生として在籍している者

2 申請要件

① 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難である者

② 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税等）の滞納がない連帯保証人を2名選任できる者

※ 父・母両方が連帯保証人になることはできません。

※ 連帯保証人は住民票上別世帯の方を1名ずつ選任してください。

※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。

③ 過去に返還免除型育英修学資金貸付制度の貸付けを受けたことがない者

④ 最終学校卒業後、宇都宮市に居住を希望する者

※ 免除の条件については「9 免除」参照

⑤ 〔大学院生の場合のみ適用〕令和8年3月に初めて大学等を卒業する者 または
初めて大学等を卒業した年度の末日から申請を行う日までの期間が2年以内である者

3 募集期間

令和7年12月1日（月）から令和8年2月27日（金）まで

（なお、郵送による申請の場合は令和8年2月27日必着）

4 募集人数

大学、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）：60名程度
大学院：若干名

5 貸付額

月額 20,000円

6 提出書類

(1) 育英修学資金貸付申請書①及び②（別記様式第1-1号、1-2号）

(2) 育英修学資金貸付申請者推薦調書（別記様式第2号）

※ 推薦調書は直近の出身学校又は在学学校に記載を依頼してください。

※ (1)(2)各様式は市ホームページからダウンロードできます。

宇都宮市返還免除

検索

7 提出先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局教育企画課（市役所13階） TEL 028 (632) 2705

※ 申請書類の受付は、地区市民センター、出張所等では行っておりませんので、御注意ください。

令和8年度 宇都宮市奨学生募集要項

- 1 対 象** 令和8年度中に下記の学校に入学を予定する者又は在学する者
- 学校教育法の規定に基づく、
高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、
専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）
- ※ 大学、大学院、短期大学には各専門職大学を含みます。
- 2 申請資格**
- ① 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。
- ② 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税等）の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。
- ※ 父・母両方が連帯保証人になることはできません。
- ※ 連帯保証人は住民票上別世帯の方を1名ずつ選任してください。
- ※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。
- ※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。
- ※ 保護者が道路上における交通事故により死亡し、又は負傷したため著しい後遺障がいがあるため働けなくなった家庭の被扶養者である場合は、「交通遺児奨学金制度」が別途ございますので、市ホームページをご覧ください。
- 3 募集期間** 令和7年12月1日（月）から令和9年1月29日（金）まで
（なお、郵送による申請の場合は令和9年1月29日必着）
- ※ 年度途中の申請でも令和8年4月分からの貸付を受けることが可能です。
- 4 募集人数** 100名程度
- 5 貸付額（月額）**
- | | |
|--|-----------------------|
| 高等学校、高等専門学校、
専修学校（高等課程）
中等教育学校（後期課程） | 月額20,000円以内で
希望する額 |
| 大学、大学院、短期大学、
専修学校（専門課程） | 月額50,000円以内で
希望する額 |
- ※貸付額は1万円単位で選択できます。
- ※高校等は1万5千円も選択可能です。
- 6 返 還** 最終学校を卒業した1年後（3月卒業の場合は翌年4月）から、当該奨学金の貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内に、月賦、半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。（令和12年3月に4年制大学を卒業する場合：令和13年4月から16年間）
- 7 利 子** 無利子

**令和8年4月入学者対象
宇都宮市入学一時金貸付者募集要項**

入学一時金とは…入学時に一時的に必要な資金に充てるための保護者に対する貸付金です。

1 対 象 令和8年4月に下記の学校に入学予定の方の保護者

学校教育法の規定に基づく、

① 高等学校、高等専門学校、専修学校（修業年限が2年以上の高等課程）、中等教育学校（後期課程） ※ 国立、公立は除く。

② 大学、大学院、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）

※ 合格前（受験前）に申請可能です。

2 申請資格 次の①～③全てを満たす必要があります。

① 申請者（保護者）が本市市民であり、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税等）の滞納がないこと

② 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を1名選任できること

※ もう一方の保護者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。

③ 他の入学一時金（日本学生支援機構、栃木県育英会、他の地方公共団体等）の貸付を同時に受けていないこと。

3 募集期間 令和7年9月1日（月）から令和8年3月2日（月）まで
（なお、郵送による申請の場合は令和8年3月2日（月）必着）

4 募集人数 30名程度

5 貸付額

高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程）	私立 20万円以内で希望する額 ※国立・公立は貸付を行っておりません
大学、大学院、短期大学 専修学校（専門課程）	国立・公立 20万円以内で希望する額 私立 50万円以内で希望する額

※貸付額は
1万円単位で
選択できます。

6 返 還 令和8年4月から各学校の正規の修業期間に2年を加えた期間内に月賦、半年賦又は年賦により 口座振替で返還していただきます。（例 4年制大学に入学する場合：6年間）

7 利 子 無利子

**令和7年度
宇都宮市大学等受験一時金貸付者募集要項**

受験一時金とは…受験時に一時的に必要な資金に充てるための保護者に対する貸付金です。

1 対 象 令和7年度に下記の学校を受験する予定の方の保護者

学校教育法の規定に基づく、

大学、大学院、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）

※ 受験前に申請可能です。

2 申請資格 次の①～③全てを満たす必要があります。

① 申請者（保護者）が本市市民であり、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税等）の滞納がないこと

② 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を1名選任できること

※ もう一方の保護者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。

③ 他の受験一時金（日本学生支援機構、栃木県育英会、他の地方公共団体等）の貸付を同時に受けていないこと。

3 募集期間 令和7年8月1日（金）から令和8年3月2日（月）まで
（なお、郵送による申請の場合は令和8年3月2日（月）必着）

4 募集人数 30名程度

5 貸付額 150,000円以内 ※貸付額は1万円単位で選択できます。

【参考】

・ 共通テスト(3教科以上)	18,000 円
・ 国公立大学二次試験	17,000 円
・ 私立一般選抜	約 35,000 円
・ 私立大学共通テスト利用入試	約 15,000～20,000 円
・ 宿泊費(1泊2日)	約 15,000 円
・ 交通費	新幹線利用 【宇都宮～東京(往復)】 約 10,000 円 【宇都宮～仙台(往復)】 約 20,000 円 【宇都宮～大阪(往復)】 約 50,000 円

(R7.4.1時点)

6 返 還 令和8年4月から6年以内に月賦、半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。